

## 令和3年度福島県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日  
福島県公表  
(一部変更：令和3年10月1日)

### はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（以下、「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 福島県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の畜産業は、米・野菜に次ぐ主要部門となっており、その産出額は平成30年において農業産出額2,113億円の21.5%を占める455億円となっている。牛では「福島牛」、鶏では「会津地鶏」や「川俣シャモ」などのブランド畜産物の振興に取り組み、首都圏を中心に県外への流通も行われている。また、馬肉を食する文化があり、一部の地域においては馬の肥育が盛んに行われている。

本県の畜産は、東日本大震災と、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原子力災害」という。）により、多くの畜産農家が避難や経営中止を余儀なくされ、飼養戸数・飼養頭数が大幅に減少するとともに、放射性物質の影響による畜産物の出荷制限や自給飼料の利用制限、さらに風評が加わり、深刻な被害を受けることとなった。

また、この時家畜衛生分野では、平成22年度における宮崎県での口蹄疫の発生を踏まえて飼養衛生管理基準が大幅に改正されるとともに、法第12条の4第1項に基づく定期の報告（以下、「定期報告」という。）が義務化されたが、原子力災害に伴う家畜等への対応に多くの時間と労力を割くことを余儀なくされ、飼養衛生管理基準遵守指導強化への取組の開始が遅れることとなった。

原子力災害後は、被災した飼養者により経営される復興牧場が設立され、一部の公共放牧施設が再開されるとともに、原子力災害による避難指示が解除された一部の地域において営農が再開されつつあるが、未だ復興・営農再開が十分に進んでいない状況にある。

#### 1 県内の家畜保健衛生所、市町村及び畜産関係団体等

本県は北海道・岩手県に次いで全国で3番目の広大な面積を有しており、県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわきの7つの地域に分けられる。

家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）は、中央・県北・会津・相双の4箇所が設置されており、中央家保は県中・県南・いわき地域を、県北家保は県北地域を、会津家保は会津・南会津地域を、相双家保は相双地域をそれぞれ管轄している。

主な生産者団体として、農業協同組合はJAふくしま未来・JA会津よつば・JA夢みなみ・JA東西しらかわ・JA福島さくらの5団体が設立されており、また、酪農については、県全域を管轄する専門農協として福島県酪農業協同組合が設立されている。

主な畜産関連事業者としては、牛の家畜市場が1箇所(福島県家畜市場(本宮市))、と畜場が2箇所(株式会社福島県食肉流通センター(郡山市)、会津若松食肉事業協同組合会津食肉センター(会津若松市))、大規模食鳥処理場が2箇所(福島エーアンドエープロイラー株式会社(本宮市)、伊達物産株式会社副霊山工場(相馬市))が設置されている。株式会社福島県食肉流通センターでは主に牛・豚を取扱い、と畜検査は郡山市食肉衛生検査所が実施しており、会津若松食肉事業協同組合会津食肉センターでは主に豚・馬を取扱い、と畜検査は県会津保健福祉事務所が実施している。大規模食鳥処理場における食鳥検査は県食肉衛生検査所が実施している。

○ 福島県の家保、市町村及び主な畜産関連事業者等



○ 福島県の家保、市町村及び農業協同組合の管轄地域

家保	地域	市町村	農業協同組合				
			JA ふくしま未来	JA 会津よつば	JA 夢みなみ	JA 東西しらかわ	JA 福島さくら
中央家保	県中地域	郡山市、田村市、三春町、小野町（4市町）					○
		須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町（8市町村）			○		
	県南地域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村（9市町村）			○	○	
	いわき地域	いわき市（1市）					○
県北家保	県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村（8市町村）	○				
会津家保	会津地域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村（13市町村）		○			
	南会津地域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町（4町村）		○			
相双家保	相双地域	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村（4市町村）	○				
		広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（8町村）					○

## 2 県内における畜種毎の飼養頭数及び飼養状況の概況

### (1) 中央家保管内

中央家保管内は県内の半数以上の家畜が飼育されており、中でも県中地域は和牛繁殖農場が、県南地域は養豚農場が数多く分布している。

また、養鶏農場については、50万羽を超える飼養規模の採卵農場が2農場（田村市及び平田村）、県内最大の約100万羽規模の育雛・育成農場（田村市）が1農場ある。

このほか、競走馬の大規模飼育農場（天栄村）があるなど、あらゆる畜種の飼養頭数が県内最大となっている。

### (2) 県北家保管内

県北家保管内は中央家保管内に次いで多くの家畜が飼育されており、特に養鶏場の戸数は県内最多となっている。

また、原子力災害からの復興牧場として、東北最大級規模の酪農場（福島市）が存在する。

### (3) 会津家保管内

会津家保管内は、畜産農家が広域に分布しており、管轄区域が県内で最も広い。

また、養豚場については、県内最大規模の肥育農場（柳津町）が存在する。

### (4) 相双家保管内

相双家保管内は、原子力災害の影響により、家畜の飼養頭数・農場数が大きく減少したが、一部の被災地域において営農を再開する農場が増えつつあり、令和6年度には、1,000頭規模の酪農場（浪江町）が完成する見込みとなっている。

また、国の重要無形民俗文化財である「相馬野馬追<sup>そうまのまおい</sup>」が毎年7月に開催され、県内で最も馬の飼養戸数が多い。

○県内の畜種別家畜飼養状況（戸数）（令和2年2月1日時点、農林水産部畜産課調べ）

管轄 家保	牛				豚				鶏				馬	めん 羊	山 羊	鹿	い の し し	蜜 蜂
	酪 農	肉 用 繁 殖	肥 育	計	繁 殖	肥 育	一 貫	計	採 卵	肉 用	種 鶏	計						
中央	190	1,307	71	1,568	5	9	24	38	39	5	14	58	37	14	33	1	2	178
県北	92	303	53	448	0	3	11	14	31	39	10	80	26	5	7	0	0	93
会津	21	92	45	158	3	3	6	12	10	3	0	13	10	5	13	0	0	83
相双	17	77	11	105	2	1	2	5	12	6	0	18	89	3	5	0	1	22
県計	320	1,779	180	2,279	10	16	43	69	92	53	24	169	162	27	58	1	3	376

○県内の畜種別家畜飼養状況（頭羽群数）（令和2年2月1日時点、農林水産部畜産課調べ）

管轄 家保	牛				豚				鶏（千羽単位）				馬	めん 羊	山 羊	鹿	い の し し	蜜 蜂
	酪 農	肉 用 繁 殖	肥 育	計	繁 殖	肥 育	一 貫	計	採 卵	肉 用	種 鶏	計						
中央	6,840	18,096	16,293	41,229	9,677	21,053	51,288	82,018	3,571	128	334	4,033	710	226	156	31	3	1,341
県北	3,568	4,147	4,192	11,907	0	2,974	23,068	26,042	1,621	563	92	2,276	114	20	29	0	0	2,198
会津	713	1,343	1,413	3,469	1,547	7,006	5,017	13,570	16	22	0	38	425	24	31	0	0	3,059
相双	801	2,128	1,286	4,215	5,656	713	3,588	9,957	744	254	0	998	277	85	42	0	12	204
県計	11,922	25,714	23,184	60,820	16,880	31,746	82,961	131,587	5,952	967	426	7,345	1,526	355	258	31	15	6,802

※ 鶏は100羽以上飼養農場を集計。

### 3 飼養衛生管理基準の遵守状況等

本県における飼養衛生管理基準の各項目の遵守状況は、牛・豚・馬等の飼養農場では、以下の表に示す項目で全国水準と比較して遵守率が低い状況となっている。

また、鶏の飼養農場においては、高病原性鳥インフルエンザのリスクが高まるシーズンの前に、100羽以上飼養農場への立入を集中的に実施しており、ほとんどの項目において、概ね全国水準と同等の遵守率となっている。

畜種	飼養衛生管理基準の項目	遵守率 (%)					
		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
		福島県	全国	福島県	全国	福島県	全国
乳用牛	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	51.5	75.0	55.2	73.9	44.0	74.3
	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	55.2	80.3	66.1	79.0	57.6	78.9
肉用牛	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	41.7	69.9	58.8	71.3	37.7	71.0
	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	62.3	83.5	73.4	83.7	64.0	83.1
	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	43.0	69.8	60.0	72.1	39.7	71.4
豚	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	63.5	81.9	77.4	84.0	72.2	85.3
馬	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	35.8	61.7	45.9	59.7	38.7	60.9
	厩舎に立ち入る者の消毒	47.8	75.9	67.6	75.9	56.0	76.3

定期報告については、牛・豚・馬等の所有者は毎年4月15日までに、家きんの所有者は毎年6月15日までに管轄の家保へ提出することとなっているが、毎年7月末における提出率については、以下の表に示すとおり、改善傾向は認められているものの、全国と比較して低い水準が続いている。

	提出率 (%)					
	平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
	福島県	全国	福島県	全国	福島県	全国
7月末日時点	59.6	91.9	65.0	92.0	63.0	91.7
1月末日時点※	75.1	—	77.0	—	73.7	—

※農林水産部畜産課調べ

#### 4 家保獣医師の業務等について

県内の全ての家保には、衛生指導課と防疫課が設置されており、飼養衛生管理基準の遵守指導に係る農場への立入は、これらの担当課員が主に実施している。

県内の畜産農場数及び飼養家畜数について、日常的に農場への立入を実施している衛生指導課・防疫課員の人数で除した数をそれぞれ「家保獣医師1人あたりの担当農場数」及び「家保獣医師1人あたりの担当家畜数」とした場合、特に牛については、中央家保がそれぞれ92農場（県平均：65農場）・2,425頭（県平均：1,738頭）、鶏については、県北家保がそれぞれ11農場（県平均：5農場）・32.5万羽（県平均：21万羽）とそれぞれ突出しており、飼養衛生管理指導に係る家保毎の対応の差につながる事が懸念されている。

また、牛の飼養者を中心に高齢化が進み、飼養衛生管理基準に対する理解が現在も十分に醸成されていないことが、家保による指導を困難なものとしている。

○家保獣医師1人（衛生指導課員・防疫課員のみ）あたりの担当農場数（令和2年2月1日時点、農林水産部畜産課調べ）

管轄家保	牛				豚				鶏※				馬	めん羊	山羊	鹿	いのしし	蜜蜂
	酪農	肉用繁殖	肥育	計	繁殖	肥育	一貫	計	採卵	肉用	種鶏	計						
中央	11	77	4	92	0	1	1	2	2	0	1	3	2	1	2	0	0	10
県北	13	43	8	64	0	0	2	2	4	6	1	11	4	1	1	0	0	13
会津	4	15	8	26	1	1	1	2	2	1	0	2	2	1	2	0	0	14
相双	3	15	2	21	0	0	0	1	2	1	0	4	18	1	1	0	0	4
県平均	9	51	5	65	0	0	1	2	3	2	1	5	5	1	2	0	0	11

○家保獣医師1人（衛生指導課員・防疫課員のみ）あたりの担当家畜数（令和2年2月1日時点、農林水産部畜産課調べ）

管轄家保	牛				豚				鶏※（千羽単位）				馬	めん羊	山羊	鹿	いのしし	蜜蜂
	酪農	肉用繁殖	肥育	計	繁殖	肥育	一貫	計	採卵	肉用	種鶏	計						
中央	402	1,064	958	2,425	569	1,238	3,017	4,825	210	8	20	237	42	13	9	2	0	79
県北	510	592	599	1,701	0	425	3,295	3,720	232	80	13	325	16	3	4	0	0	314
会津	119	224	236	578	258	1,168	836	2,262	3	4	0	6	71	4	5	0	0	510
相双	160	426	257	843	1,131	143	718	1,991	149	51	0	200	55	17	8	0	2	41
県平均	341	735	662	1,738	482	907	2,370	3,760	170	28	12	210	44	10	7	1	0	194

※ 鶏は100羽以上飼養農場を集計。



## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

### 1 概要

家畜伝染病については、高病原性鳥インフルエンザは、家きん（鶏・うずら・あひる・きじ・だちょう・七面鳥・ほろほろ鳥をいう。以下同じ。）飼養農場での発生はこれまでに無いが、平成 22 年度・平成 28 年度・令和 2 年度には野鳥において高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、また、豚熱は昭和 57 年を最後に養豚農場での発生は無いが、令和 2 年 9 月以降は野生いのししで継続的に豚熱ウイルスが確認されており、これらの伝染病の発生は予断を許さない状況となっている。ヨーネ病については、乳用牛及び肉用繁殖牛を対象に、地域毎に 5 年の周期で法第 5 条に基づく検査を実施し、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間では 3 頭の患畜が摘発されている。この他、県北・県中・会津地域を中心に、腐蛆病の発生が毎年確認されている。

届出伝染病については、毎年 20 頭前後の牛伝染性リンパ腫の発生が報告されており、その多くがと畜場での発生となっている。また、食鳥処理場におけるロイコチトゾーン症の発生について、特に夏季に多く報告されている。豚流行性下痢については、平成 26 年に 9 戸、平成 27 年に 2 戸の発生があったが、以降の発生は無い。この他、牛ウイルス性下痢・サルモネラ症（牛・豚）・破傷風（牛）・豚丹毒などが散発的に発生している。

### 2 家畜区分毎の家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

#### (1) 牛

##### ア ヨーネ病

##### (ア) 発生状況

平成 29 年に 2 戸 2 頭（乳用牛及び肉用繁殖牛）の発生があり、うち乳用牛を飼養する農場では平成 30 年にも 1 頭の患畜が摘発されている。平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間で摘発された患畜は 3 頭であり、本病が県内に広く浸潤している可能性は低いと考えられるものの、現行の検査方法では早期の摘発が困難であることから、引き続き、本病のサーベイランスを実施し、発生の動向を注視する必要がある。

##### (イ) 家畜衛生上の課題

感染から発症までの潜伏期間が長く、導入時の着地検査で陰性であってもその後本病を発症する可能性が否定できないことから、患畜が摘発された時には、既に農場で本病の病原体（ヨーネ菌）が広く浸潤している可能性もあり、清浄化のためには長期的な対策が必要となる。

##### イ 牛伝染性リンパ腫

##### (ア) 発生状況

令和 2 年は 22 戸 22 頭、令和元年は 29 戸 32 頭、平成 30 年は 17 戸 17 頭の発生があり、その殆どがと畜場からの報告である。

##### (イ) 家畜衛生上の課題

本病の原因となるウイルスは感染しても発症する牛は一部であり、と畜場において本病が摘発された時には、農場では本病ウイルスが広く浸潤している場合が多く、清浄化のためには長期的な対策が必要となる。

また、農場における本病のまん延防止対策にあたっては、陽性牛の早期淘汰や陰性牛と陽性牛の分離飼育等が有効であるが、農場により実行困難な対策もあることから、農場毎の実情に即した対策を指導・実行する必要がある。

さらに、本病は全国的に発生が拡大している傾向にあることから、清浄化のためには、生産者団体を含めた関係者の理解と協力の下、地域が一体となり本病の対策に取り組む体制の構築が不可欠である。

## ウ 牛ウイルス性下痢

### (ア) 発生状況

令和2年は2戸3頭、令和元年は2戸3頭、平成30年は1戸2頭の発生が確認され、1度発生した農場において、継続的に摘発される場合が多い。

### (イ) 家畜衛生上の課題

本病の原因となるウイルスは妊娠牛（胎齢が約30～150日の時期）に感染することで、生まれた子牛が持続感染牛（本病ウイルスに感染し、ウイルスを排出し続ける状態）となり、他の牛への感染源となることから、本病が摘発された農場では本病ウイルスが広く浸潤している場合が多く、清浄化のためには長期的な対策が必要となる。

また、本病は県外への預託牛において摘発される事例もあることから、関係県との連携を密にし、発生農場への対策を行うことが重要となる。

## (2) 豚

### ア 豚熱

#### (ア) 発生状況

昭和57年の浅川町での発生を最後に養豚場での発生は無いが、令和2年9月に会津若松市の死亡野生いのししで本病ウイルスが確認されて以降、野生いのししにおいて徐々に感染が拡大している。

#### (イ) 家畜衛生上の課題

本県では飼養豚へのワクチン接種を実施しているが、他県においては、ワクチンを接種した農場での豚熱患畜発生事例もあることから、養豚農場における飼養衛生管理区域内への本病ウイルスの侵入防止対策を徹底する必要がある。

### イ 豚流行性下痢

#### (ア) 発生状況

平成26年には、県内の各地域において合計9戸924頭の発生が確認されたものの、平成27年は1戸2頭と発生は減少し、以後の発生は無い。

#### (イ) 家畜衛生上の課題

本病の被害低減にはワクチン接種が有効であり、継続的なワクチン接種を指導することが重要である。

また、近年では本県での発生は無いが、近隣県では散発的に発生が確認されていることから、本県での発生状況に関わらず、本病を疑う症状が確認された場合の家保への早期通報を徹底する必要がある。

### (3) 鶏

#### ア ロイコチトゾーン症

##### (ア) 発生状況

令和2年は9戸104羽、令和元年は9戸141羽、平成30年は2戸7羽で発生している。発生事例の殆どが食肉検査での摘発となっている。

##### (イ) 家畜衛生上の課題

本病は蚊（ニワトリヌカカ）の吸血に起因し、特に夏季に発生が集中するため、発生時期に合わせて対策を指導することが効果的である。

また、本病の発生は県外の農場から出荷された鶏で認められる場合があり、当該農場の所在する県に対して迅速に情報提供を行い、連携して対策を行うことが重要となる。

### (4) 蜜蜂

#### ア 腐蛆病

##### (ア) 発生状況

令和2年は8戸16群、令和元年は5戸11群、平成30年は2戸8群の発生があり、いずれも異なる飼養場所での発生となっている。

##### (イ) 家畜衛生上の課題

県内における発生状況から、本病の病原菌は県内に広く浸潤していることが推測される。本病の摘発のためには、目視による臨床検査が何よりも重要であり、定期的な検査による摘発淘汰を継続する必要がある。

○家畜の伝染性疾病の発生状況と家畜衛生上の課題（一覧）

家畜区分	疾病名	発生状況	家畜衛生上の課題
牛	ヨーネ病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年：1戸1頭</li> <li>・平成29年：2戸2頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期摘発が困難。</li> <li>・清浄化には長期的な対策が必要。</li> </ul>
	牛伝染性リンパ腫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年：22戸22頭</li> <li>・令和元年：29戸32頭</li> <li>・平成30年：17戸17頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄化には長期的な対策が必要。</li> <li>・農場ごとに取り組み可能な対策が異なる。</li> <li>・地域の関係者の理解と協力が不可欠。</li> </ul>
	牛ウイルス性下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年：2戸3頭</li> <li>・令和元年：2戸3頭</li> <li>・平成30年：1戸2頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄化には長期的な対策が必要。</li> </ul>
豚	豚熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養豚場では昭和57年以降発生は無いが、令和2年9月に野生いのししで発生が確認され、以降継続的に確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の野生いのししで本病が広く浸潤している可能性。</li> </ul>
	豚流行性下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年：1戸2頭</li> <li>・平成26年：9戸924頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年県内での発生が無く早期通報を徹底する必要。</li> </ul>
鶏	ロイコチトゾーン症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年：9戸104羽</li> <li>・令和元年：9戸141羽</li> <li>・平成30年：2戸7羽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県から出荷された鶏で摘発された場合の的確な情報共有が重要。</li> </ul>
蜜蜂	腐蛆病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年：8戸16群</li> <li>・令和元年：5戸11群</li> <li>・平成30年：2戸8群</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に広く浸潤している可能性。</li> </ul>

### 3 家保及び各主体間の連携における課題

飼養衛生管理指導については、農林水産省の定める「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき実施しているところであるが、特に中央家保管内は県内の家畜の半数以上が飼育され、家保職員あたりの担当農場数・担当家畜数が他家保よりも多く、農場1戸あたりの飼養衛生管理指導に費やすことができる時間は限られている。

市町村においては、家畜伝染病予防法施行条例（平成12年3月24日福島県条例第112号）に基づき検査等の実施の期日及び場所の周知並びに当該検査等の実施に際しての受付に関する事務処理を行い、農協職員においては、家保職員・市町村職員とともに、法第5条に基づく定期ヨ一ネ病検査における計画の作成や農場への巡回を実施する等、現在も一定の協力を得られているところであるが、法に基づく定期検査のための立入のみでは、きめ細やかな飼養衛生管理指導は困難な状況である。

また、農場における疾病発生状況を把握し、飼養衛生管理指導を効率的に行う上で、と畜検査や食鳥検査の結果は重要な情報であり、一部の県機関の間では情報の共有が図られているところであるが、個人情報であることを理由に提供を断られるケースがある。

このため、市町村や農協等の生産者団体、関係事業者等の関係者の飼養衛生管理指導業務の重要性に対する理解をこれまで以上に深めてもらい、関係者との連携の下で業務の効率化を図るとともに、関係者が一体となり、飼養衛生管理に係る普及啓発を通じて飼養者等の自主的な取り組みを推進し、地域の飼養衛生管理水準を向上させることが重要となる。

## Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

### 1 指導等に関する基本的な方向

#### (1) 指導等の実施において重視する事項及び基本的考え方

農場における伝染性疾病の発生リスクは、当該農場の飼養規模・従業員等の経営体制・疾病の発生歴、国内外及び地域における疾病の発生状況、周辺の交通網や農場に出入りする人・車両等の頻度、周辺の畜産農場の分布状況等によって異なることから、県内の全ての農場について伝染性疾病の発生リスクを分析し、重点的に指導を行う農場を選定するとともに、農場毎に重点的に指導すべき事項を整理する。農場の伝染性疾病の発生リスク分析については、直近の農場への立入り結果や定期報告の内容に基づき毎年度実施し、その内容を翌年度の指導計画へ反映させる。

#### (2) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取

毎年の定期報告の提出により確認する。期日までに定期報告の提出のない農場については、市町村及び農協等の協力の下、定期報告の回収に併せて個別に聴取を行う。

#### (3) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者等への情報の周知

国内外の疾病発生状況や飼養衛生管理に係る情報等の提供の可否について確

認を行い、同意が得られた農場については、家保から電子メール等により情報提供を行う。

(4) 市町村及び生産者団体等との協同体制の構築

市町村及び農協等と連携し、定期報告による飼養者の情報の収集・整理及び飼養衛生管理水準向上の取組を推進する。

(5) 生産性を阻害する疾病の低減

農協や獣医師等と連携し、特に生産性を阻害する疾病の発生した農場について、重点的に清浄化及び再発防止対策を講ずる。

(6) 野生動物への対策強化等

市町村及び猟友会等と連携し、地域における野生動物の生息状況の把握に努め、農場毎に必要な対策を講ずる。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理者による自己点検

定期報告により自己点検結果を確認する。不遵守が認められる農場に対しては、法第 51 条に基づく立入検査を実施し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による指導・助言を行う。

(2) 農場への立入

牛の大規模農場並びに小規模農場を除く家きん及び豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場については、原則として、法第 51 条に基づく立入検査を毎年実施する。

大規模農場を除く牛の飼養農場及び、その他の畜種の飼養農場については、法第 5 条に基づく定期ヨーネ病検査や病性鑑定の機会等を活用して、計画期間内に少なくとも 1 回立入を実施するほか、(1) による指導・助言にも関わらず、長期にわたり改善が認められない農場について、法第 51 条に基づく立入検査を実施し、指導を実施する。

(3) 市町村、生産者団体等と協同する場合の情報共有等

平時より、家保が重点的に指導を行う農場及び、農場毎に重点的に指導すべき事項等の情報について共有を図り、当該取組への協力体制を構築する。

(2) による立入検査により不遵守が認められ、長期にわたり改善が認められない農場については、市町村及び農協等の関係者へ情報共有を行うとともに、これらの関係者と連携の下、遵守状況の改善を図る。

また、法第 12 条の 5 に基づく指導・助言及び、法第 12 条の 6 に基づく勧告等を実施する場合も、あらかじめ関係者へ情報共有を行う。

(4) 指導結果の確認等

指導事項の改善状況については、(1) 及び (2) に準じて毎年確認を行い、その結果については (3) により関係者へ共有する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

農林水産省の定める全国的サーベイランス及び、県で定める地域的サーベイランスの実施計画について、毎年作成し公表する。（参考1）

サーベイランスや病性鑑定の結果については、家保において取りまとめの上、生産者へ還元するとともに、当該検査の実施に携わった市町村・獣医師・生産者団体等の関係者と共有する。

また、公衆衛生部局（中核市を含む。）の保有すると畜検査の結果については、飼養衛生管理水準の向上に活用することを目的に、関係事業者及び生産者の同意が得られた場合に、獣医師や生産者団体等の関係者と共有する。

## 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

#### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

飼養衛生管理者による自己点検の結果、過去3年間で全国水準と比較して特に遵守率の低かった項目並びに、豚熱ワクチン接種農場での豚熱発生事例及び令和2年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例において不備が多く認められた項目を中心に、農場の経営実態等を踏まえつつ、指導を実施する。

また、令和2年7月に飼養衛生管理基準が改正され、令和4年2月に、飼養衛生管理基準が定められた畜種（豚等を除く。）を飼養する農場における飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底が義務化されることから、各農場における衛生管理マニュアルの作成を優先事項に設定するとともに、衛生管理マニュアルの作成を通じて、飼養衛生管理基準の各項目に対する理解を深めることで、農場における衛生管理基準の向上を図る。

#### (1) 牛

ア 農協等の生産者団体等と連携し、飼養衛生管理マニュアルの作成指導を重点的に行い、特に以下の点が網羅されるよう指導を行う。

- ① 図示等により高齢の飼養者であっても容易に理解できる表示形式とすること
- ② 従業員に外国人が含まれる場合には、多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とすること
- ③ 従業員がいる場合には、従業員に対する講習会の開催及び開催頻度を規定すること
- ④ 手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため、入退場及び更衣・消毒の記録の方法について規定すること

#### (ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和4年3月の期間、県内全域において実施する。

#### (イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や講習会開催等により実施する。

イ 衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止及び感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管に係る事項の遵守について重点的に指導を実施する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、法第5条に基づく定期ヨーネ病検査の対象地域を中心に実施する。

(イ) 実施の方法

法5条による定期ヨーネ病検査実施時の立入等により実施する。

なお、詳細な地域は年度毎に告示する。

(2) 豚等

ア 令和2年11月より、野生動物対策として農場周辺の防護柵の設置及び畜舎等への防鳥ネットの設置が義務化されたことから、当該対策状況の確認を重点的に行うとともに、これらの設備に不備があった際には、速やかに修繕に取り組むよう指導する。

また、野生動物が豚舎に近づく機会を減少させることを目的に、豚舎周辺の草刈りや野生動物の隠れ場所となり得る物品の撤去等について指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

イ 県養豚協会等の関係団体と連携し、飼養衛生管理マニュアルの作成確認を重点的に行い、特に以下の点が網羅されているか確認を行う。

- ① 図示等により高齢の飼養者であっても容易に理解できる表示形式とすること
- ② 従業員に外国人が含まれる場合には、多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とすること
- ③ 従業員がいる場合には、従業員に対する講習会の開催及び開催頻度を規定すること
- ④ 手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため、入退場及び更衣・消毒の記録の方法について規定すること
- ⑤ 野生動物対策として設置する設備等の日常の点検方法及び体制について規定すること

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や講習会開催等により実施する。

ウ 県内では既に、野生いのししで豚熱ウイルスの感染が確認されていることから、衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止に係る事項の遵守について重点



的に指導を実施する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

エ ウの指導に加え、衛生管理区域に病原体が侵入した場合でもあっても畜舎外での病原体による汚染を防止するため、畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

オ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管に係る事項の遵守について重点的に指導を実施する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

カ 令和5年4月より、大規模所有者に対し、特定家畜伝染病が発生した場合に備えた対応計画の策定が義務づけられることから、対応計画の策定を指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年10月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

所有者との打合せ等により実施する。

キ 令和6年4月より、特定家畜伝染病が発生した場合に備えた埋却地等の確保が義務づけられることから、埋却地等の確保を指導するとともに、周辺住民の理解醸成の取組を指導する。埋却地等の確保が困難な場合には、農林水産省の保有する移動式レンダリング装置が設置可能な場所の確保等について指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年10月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

所有者との打合せ及び現地確認等により実施する。

(3) 家きん

ア 令和3年10月より、野生動物対策として家きん舎等への防鳥ネットの設置が義務化されることから、当該対策状況の確認を重点的に行うとともに、ネットに破れがあった際には、速やかに修繕に取り組むよう指導する。

また、防鳥ネットの設置を要さないウインドレスの家きん舎であっても、除

糞ベルトや集卵ベルトの通過口等から野生動物の侵入を防止するため、カバーやシャッターの設置等の対策を行うよう指導するとともに、野生動物が家きん舎に近づく機会を減少させることを目的に、家きん舎周辺の草刈りや野生動物の隠れ場所となり得る物品の撤去等について指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和4年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

イ 飼養衛生管理マニュアルの作成指導を重点的に行い、特に以下の点が網羅されるよう指導を行う。

- ① 図示等により高齢の飼養者であっても容易に理解できる表示形式とすること
- ② 従業員に外国人が含まれる場合には、多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とすること
- ③ 従業員がいる場合には、従業員に対する講習会の開催及び開催頻度を規定すること
- ④ 手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため、入退場及び更衣・消毒の記録の方法について規定すること
- ⑤ 野生動物対策として設置する設備等の日常の点検方法及び体制について規定すること

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和4年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や法第51条による立入検査により実施する。

ウ 衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止に係る事項の遵守について重点的に指導を実施する。特に、家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置又は手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実施することについて、指導を徹底する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

法第51条による立入検査により実施する。

エ 早期通報の基準(通常の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状)について、農場ごとの飼養形態や発育ステージ等を考慮した上で、具体的な数値や写真を用いて、日頃飼養管理に携わる従業員等の関係者に周知し、認識を共有した上で実践するよう指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年10月～令和6年3月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や法第 51 条による立入検査により実施する。

オ 令和 3 年 10 月より、大規模所有者に対し、特定家畜伝染病が発生した場合に備えた対応計画の策定が義務づけられたことから、対応計画の策定を指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和 3 年 10 月～令和 6 年 3 月の期間、県内全域において実施し、特に、50 万羽以上の採卵鶏飼養農場が 2 農場ある県中地域において優先的に取り組む。

(イ) 実施の方法

所有者との打合せ等により実施する。

カ 令和 4 年 10 月より、特定家畜伝染病が発生した場合に備えた埋却地等の確保が義務づけられることから、埋却地等の確保を指導するとともに、周辺住民の理解醸成の取組を指導する。埋却地等の確保が困難な場合には、農林水産省の保有する移動式焼却炉が設置可能な場所の確保等について指導する。

(ア) 実施時期及び地域

令和 3 年 10 月～令和 6 年 3 月の期間、県内全域において実施する。

(イ) 実施の方法

所有者との打合せ及び現地確認等により実施する。

(4) めん羊・山羊・鹿

ア 飼養衛生管理マニュアルの作成指導を重点的に行い、特に以下の点が網羅されるよう指導を行う。

- ① 図示等により高齢の飼養者であっても容易に理解できる表示形式とすること
- ② 従業員に外国人が含まれる場合には、多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とすること
- ③ 従業員がいる場合には、従業員に対する講習会の開催及び開催頻度を規定すること
- ④ 手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため、入退場及び更衣・消毒の記録の方法について規定すること

(ア) 実施時期及び地域

令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月の期間、県内全域を対象とし、特に、観光牧場の所在する県中地域・会津地域を中心に実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や講習会開催等により実施する。

(5) 馬

ア 飼養衛生管理マニュアルの作成指導を重点的に行い、特に以下の点が網羅されるよう指導を行う。

- ① 図示等により高齢の飼養者であっても容易に理解できる表示形式とする

こと

- ② 従業員に外国人が含まれる場合には、多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とすること
- ③ 従業員がいる場合には、従業員に対する講習会の開催及び開催頻度を規定すること
- ④ 手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため、入退場及び更衣・消毒の記録の方法について規定すること

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和4年3月の期間、県内全域を対象とし、特に、競馬関連施設の所在する県北地域・県中地域及び、飼養戸数の多い相双地域を中心に実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や講習会開催等により実施する。

イ 馬は特定家畜伝染病の対象家畜ではないこと、また、近年、法第5条に基づく定期の馬伝染性貧血検査が廃止となり、馬飼養農場への立入検査の機会が減少している状況を鑑み、衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止に係る事項の遵守について重点的に指導を実施する。

(ア) 実施時期及び地域

令和3年4月～令和6年3月の期間、県内全域を対象とし、特に、馬の集合する催事である相馬野間追が毎年7月に開催される相双地域においては、この時期に伝染性疾病の感染拡大リスクが高まることから、令和3年～令和5年の4月～7月までの期間、重点的に実施する。

(イ) 実施の方法

広報又は電子メールによる周知や講習会開催等により実施する。

○計画期間における重点指導事項等（一覧）

家畜 区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の		実施の方法
		地域	時期	
牛	飼養衛生管理マニュアル作成	県内全域	令和3年4月 ～ 令和4年3月	広報・電子メール等での周知及び講習会開催
	衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
豚等	野生動物対策	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	飼養衛生管理マニュアル作成	県内全域	令和3年4月 ～ 令和4年3月	広報・電子メール等での周知、講習会開催及び農場立入
	衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	【大規模農場のみ】 特定家畜伝染病発生時の対応計画	県内全域	令和3年10月 ～ 令和6年3月	所有者との打合せ
	埋却等に備えた措置	県内全域	令和3年10月 ～ 令和6年3月	所有者との打合せ、現地確認

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の		実施の方法
		地域	時期	
家きん	野生動物対策	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	飼養衛生管理マニュアル作成	県内全域	令和3年4月 ～ 令和4年3月	広報・電子メール等での周知
	衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止	県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月	農場立入
	特定症状が確認された場合の早期通報の徹底	県内全域	令和3年10月 ～ 令和6年3月	広報・電子メール等での周知
	【大規模農場のみ】 特定家畜伝染病発生時の対応計画	県内全域	令和3年10月 ～ 令和6年3月	所有者との打合せ
	埋却等に備えた措置	県内全域	令和3年10月 ～ 令和6年3月	所有者との打合せ、現地確認
めん羊 山羊 鹿	飼養衛生管理マニュアル作成	県中地域 会津地域 を中心として 県内全域	令和3年4月 ～ 令和4年3月	広報・電子メール等での周知及び講習会開催
馬	飼養衛生管理マニュアル作成	県北地域 県中地域 相双地域 を中心として 県内全域	令和3年4月 ～ 令和4年3月	広報・電子メール等での周知及び講習会開催
	衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止	相双地域 を中心として 県内全域	令和3年4月 ～ 令和6年3月 ※相双地域は毎年4～7月に重点的に実施	広報・電子メール等での周知及び講習会開催

## 2 各年度の優先事項等

優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を年度毎に定め、公表する。（参考2）

## II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

### 1 家きんの飼養者における一斉点検

家保は、全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月と10月に飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検（一斉点検）を実施し、11月からシーズン終了までの期間は、不遵守がなくなるまで自己点検を毎月繰り返して行うことを指導する。

### 2 特定家畜伝染病発生に備えた埋却地等のリストアップ

#### (1) 公有地のリストアップ

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分畜及び汚染物品等の処理方法については埋却を基本方針とし、埋却地の確保は家畜の飼養者の義務であることから、飼養者による埋却地の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組について指導する。一方、埋却地が河川の近くにある場合や、大がかりな伐採・整地を必要とする山林である場合のほか、飼養規模拡大により埋却に必要な面積の不足が見込まれる場合等を想定し、県・市町村・国の保有する公有地であり、活用可能なものについてリストアップを推進する。

特に、市町村の所有する公有地については、牛の飼養が盛んな県中地域（郡山市・田村市）のほか、家きんの飼養農場が密集する県北地域～相双地域の一部の地域（伊達市・相馬市）、県内最大規模の養豚農場の所在する会津地域（柳津町）を中心に、リストアップを行う。

#### (2) 埋却が困難な場合に備えた処理方法の検討

(1) による埋却地の確保が困難な場合に備え、以下の点について検討を行う。

##### ア 焼却施設のリストアップ

いわき市については焼却による汚染物品等の処理について検討済みだが、いわき市以外の中核市（福島市及び郡山市）の所有する焼却施設を中心に、リストアップを推進する。

##### イ 移動式レンダリング装置の設置スペースの確保

移動式レンダリング装置の利用を検討している農場においては、家畜の所有者と共同して当該装置を設置可能なスペースの確保等を行う。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家保は、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、飼養衛生管理水準の向上に必要な支援を行うことで、これらの者が行う自主的措置の活性化を図る。

なお、支援にあたっては、これらの者を対象とした講習会等の開催による普及啓発の他、地域で問題となる疾病の種類や、国内での疾病の発生状況を受け農林水産省より発出される飼養衛生管理基準徹底に係る通知内容等を考慮の上、当該取組の推進のために必要な事項を決定する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

家畜防疫員については、家保獣医師職員のほか、開業獣医師や生産者団体所属獣医師を任命することで確保を図る。

飼養衛生管理に係る指導の高位平準化を図るため、定期的を開催する家保担当者会議等により家保間の情報共有を図るとともに、家保毎に、民間獣医師を対象とした講習会等を定期的に開催する。

また、農場への立入にあたっては、指導経験の豊富な家保職員を少なくとも1名以上配置し、他の家畜防疫員の育成を兼ねつつ、指導を行う。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者の選任は家畜の所有者が行うことを基本とするが、平時より当該農場の飼養管理に携わっている者や、当該農場において勤務し、獣医学・公衆衛生学等の専門知識を有する者等を想定している。

選任にあたっては、当該農場の飼養管理に携わっている者及び家保等と密に連絡が取れる体制を構築する必要があることに留意し、特に、日常的に利用可能な電子メールアドレスを所持していることが望ましい。

大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することとするが、飼養衛生管理者1人が担当する家畜の頭羽数が、大規模に定義される家畜の飼養頭羽数を超えない場合には、この限りではなく、また、通信技術の活用等により効率的・効果的に家畜の飼養衛生管理を行うことが可能な場合等においては、現場の実態に則して、適切に配置することが望ましい。

なお、飼養衛生管理者に変更があった場合には、家畜の所有者は速やかに家保へ届け出るものとする。

#### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家保は、市町村・生産者団体及び地域の自衛防疫推進団体等との連携の下、飼養衛生管理者に対する研修会の開催等を実施する。

研修会の開催は飼養する畜種毎に行うことを基本とし、国内外における伝染性疾患の発生状況や飼養衛生管理基準の内容の確認及び遵守にあたっての留意事項等の講義を中心に研修を行う。開催時期については、研修の内容に応じて適切に設定する。

なお、家畜伝染性疾患のまん延防止の観点から、同一畜種の飼養者を一堂に会した研修会の開催が困難である場合には、研修資料の提供に代えることとする。

#### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

##### (1) 情報提供の方法、頻度、内容等



飼養衛生管理者に対し、飼養衛生管理基準に係る各種情報について電子メールや広報等により情報提供する。農林水産省からの飼養衛生管理基準遵守徹底に係る通知等については、通知がある度に情報提供を行うほか、広報については、年4回（4月・7月・10月・1月）を目安に配布する。

(2) 外国人従業員向けの情報提供方法

外国人従業員を支援する県内の団体の協力の下、飼養衛生管理基準に係る講習会等を開催し、情報提供を行う。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

畜種毎に飼養衛生管理指導における当該年度の指導スケジュールを策定し、年度毎に公表する。（参考3）

(2) 命令違反者の公表

法第12条の6に基づく勧告等の実施に関わらず、正当な理由なく飼養衛生管理基準の遵守状況の改善が図られない者については、農場名・農場所在地・違反事項等の内容を公表することとする。

違反者の公表にあたっては、事前に市町村や生産者団体等の関係者へその旨を情報提供した上で、実施する。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県内外における家畜衛生及び飼養衛生管理に係る情報共有及び課題の整理等を行い、これらの課題に対し、関係者が一体となり取り組むため、協議会等の設置・活用を行う。

また、県内における高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に備えた埋却地等の選定・確保についても、必要に応じて、地域の協議会を活用するほか、飼養衛生管理指導等計画の策定・見直しに当たっては、より実用的な内容とするため、既存の関係団体等との連携を基本としつつ、必要に応じて、家畜の大規模所有者等を含めた「福島県飼養衛生管理指導等計画検討協議会」を新たに設置する。

#### 1 広域にわたる協議会等

##### (1) 北海道・東北ブロック家畜衛生主任者会議

###### ア 構成

(ア) 北海道及び東北各県畜産主務課

(イ) 農林水産省（動物衛生課、畜水産安全管理課、動物検疫所北海道・東北支所、東北農政局）

(ウ) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

###### イ 事務局

各道県持ち回り

###### ウ 連携内容

北海道及び東北各県における家畜衛生の向上を通じて地域の畜産振興を図るため、農林水産省及び各道県の家畜衛生担当者等により、家畜衛生の課題等について情報共有・検討を行う。

##### (2) 県境防疫会議（宮城県・山形県・福島県）

###### ア 構成

(ア) 宮城県（畜産課、仙台家保、大河原家保）

(イ) 山形県（畜産振興課、中央家保、置賜家保）

(ウ) 福島県（畜産課、県北家保、相双家保）

###### イ 事務局

各家保持ち回り

###### ウ 連携内容

東北南部で隣接する県における家畜衛生業務の円滑な連携体制を構築するため、家畜衛生の課題等について情報共有・検討を行う。

##### (3) 県境防疫会議（栃木県・茨城県・福島県）

###### ア 構成

(ア) 栃木県（畜産振興課、県北家保、県央家保）

(イ) 茨城県（畜産課、県北家保）

(ウ) 福島県（畜産課、中央家保）

イ 事務局

各家保持ち回り

ウ 連携内容

関東北部～東北南部で隣接する県における家畜衛生業務の円滑な連携体制を構築するため、家畜衛生の課題等について情報共有・検討を行う。

(4) 県境防疫会議（新潟県・山形県・福島県）

ア 構成

(ア) 新潟県（下越家保）

(イ) 山形県（置賜家保、庄内家保）

(ウ) 福島県（会津家保）

イ 事務局

各家保持ち回り

ウ 連携内容

甲信越～東北南部で隣接する県における家畜衛生業務の円滑な連携体制を構築するため、家畜衛生の課題等について情報共有・検討を行う。

2 県内の協議会等

(1) 中央家畜衛生推進協議会

ア 構成

(ア) 市町村（郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）

(イ) 農業協同組合（JA福島さくら、JA夢みなみ、JA東西しらかわ）

(ウ) 福島県酪農業協同組合

(エ) 福島県農業共済組合（郡山田村支所、いわせ石川支所、白河支所、いわき支所）

(オ) 福島県獣医師会（郡山支部、県中支部、県南支部、いわき支部）

(カ) 有限会社福島県南酪農

(キ) いわき市畜産団体連絡協議会

イ 事務局

福島県中央家保内

ウ 連携内容

広域的な家畜防疫事業の協力体制を確立し、自衛防疫の推進と畜産経営の安定に貢献するとともに畜産振興の発展に寄与するため、家畜の伝染性疾病予防措置の実施、家畜の健康保持に係る家畜衛生の指導等の事業を実施する。

(2) 県北家畜衛生推進協議会

ア 構成

(ア) 市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）

- (イ) 農業協同組合（ＪＡふくしま未来）
- (ウ) 福島県酪農業協同組合
- (エ) 福島県農業共済組合（県北地区、安達地区）
- (オ) 福島県獣医師会（県北支部）
- (カ) 福島県家畜人工授精協会
- (キ) 安達地方家畜商組合
- (ク) 福島県牛削蹄師安達支部

イ 事務局

福島県県北家保内

ウ 連携内容

広域的な家畜防疫事業の協力体制を確立し、自衛防疫の推進と畜産経営の安定に貢献するとともに畜産振興の発展に寄与するため、家畜の伝染性疾病予防措置の実施、家畜の健康保持に係る家畜衛生の指導等の事業を実施する。

(3) 全会津家畜衛生畜産振興協議会

ア 構成

- (ア) 市町村（会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村）
- (イ) 農業協同組合（ＪＡ会津よつば）
- (ウ) 福島県酪農業協同組合
- (エ) 福島県農業共済組合（会津支所、会津家畜診療センター）
- (オ) 福島県獣医師会（会津支部）

イ 事務局

福島県会津家保内

ウ 連携内容

広域的な家畜防疫事業の協力体制を確立し、自衛防疫の推進と畜産経営の安定に貢献するとともに畜産振興の発展に寄与するため、家畜の伝染性疾病予防措置の実施、家畜の健康保持に係る家畜衛生の指導等の事業を実施する。

(4) 相双家畜衛生推進協議会

ア 構成

- (ア) 市町村（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）
- (イ) 農業協同組合（ＪＡふくしま未来、ＪＡ福島さくら）
- (ウ) 福島県酪農業協同組合
- (エ) 福島県農業共済組合（相馬支所、双葉支所）
- (オ) 福島県獣医師会（相双支部）

イ 事務局

福島県相双家保内

ウ 連携内容

畜産農家の組織による自衛防疫の推進により、家畜の保健と生産性の向上をはかり、併せて安全で衛生的な畜産物の生産に寄与するとともに、家畜衛生技術の普及及び情報伝達の円滑化を通じて畜産経営の安定を図ることため、家畜の伝染性疾病予防措置の実施、家畜の健康保持にかかる家畜衛生の指導等の事業を実施する。

○協議会等一覧（広域にわたる協議会等）

協議会等の種類	構成
北海道・東北ブロック 家畜衛生主任者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道及び東北各県畜産主務課 （北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）</li> <li>・ 農林水産省 （動物衛生課、畜水産安全管理課、動物検疫所北海道・東北支所、東北農政局）</li> <li>・ 動物衛生研究部門</li> </ul>
県境防疫会議 （宮城県・山形県・福島県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県 （畜産課、仙台家保、大河原家保）</li> <li>・ 山形県 （畜産振興課、中央家保、置賜家保）</li> <li>・ 福島県 （畜産課、県北家保、相双家保）</li> </ul>
県境防疫会議 （栃木県・茨城県・福島県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県 （畜産振興課、県北家保、県央家保）</li> <li>・ 茨城県 （畜産課、県北家保）</li> <li>・ 福島県 （畜産課、中央家保）</li> </ul>
県境防疫会議 （新潟県・山形県・福島県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新潟県 （下越家保）</li> <li>・ 山形県 （置賜家保、庄内家保）</li> <li>・ 福島県 （会津家保）</li> </ul>

○協議会等一覧（県内の協議会等）

協議会等の種類	構成
中央家畜衛生推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）</li> <li>・農業協同組合（福島さくら、夢みなみ、東西しらかわ）</li> <li>・福島県酪農業協同組合</li> <li>・福島県農業共済組合（郡山田村支所、いわせ石川支所、白河支所、いわき支所）</li> <li>・福島県獣医師会（郡山支部、県中支部、県南支部、いわき支部）</li> <li>・有限会社福島県南酪農</li> <li>・いわき市畜産団体連絡協議会</li> </ul>
県北家畜衛生推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）</li> <li>・農業協同組合（JAふくしま未来）</li> <li>・福島県酪農業協同組合</li> <li>・福島県農業共済組合（県北地区、安達地区）</li> <li>・福島県獣医師会（県北支部）</li> <li>・福島県家畜人工授精協会</li> <li>・安達地方家畜商組合</li> <li>・福島県牛削蹄師安達支部</li> </ul>
全会津家畜衛生畜産振興協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村）</li> <li>・農業協同組合（JA会津よつば）</li> <li>・福島県酪農業協同組合</li> <li>・福島県農業共済組合（会津支所、会津家畜診療センター）</li> <li>・福島県獣医師会（会津支部）</li> </ul>
相双家畜衛生推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）</li> <li>・農業協同組合（JAふくしま未来、JA福島さくら）</li> <li>・福島県酪農業協同組合</li> <li>・福島県農業共済組合（相馬支所、双葉支所）</li> <li>・福島県獣医師会（相双支部）</li> </ul>

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

口蹄疫やアフリカ豚熱等、海外で発生している伝染病が国内で発生した場合や、県内の野生動物において特定家畜伝染病の病原体が確認され、県内の農場での発生リスクが高まった場合には、農場における飼養衛生管理基準遵守状況に係る緊急点検及び消毒等を実施する。緊急点検及び消毒等の実施に当たっては、迅速性が求められることから、生産者自らが行うことを原則とし、家保は、農林水産省より緊急的に発出される飼養衛生管理基準遵守徹底に係る通知等の内容を参考に、飼養衛生管理区域内への病原体侵入防止及び、病原体が侵入した場合の飼養衛生管理区域からの病原体の拡散防止対策について重点的に指導する。

また、地域の衛生管理水準を迅速に強化する必要があることから、市町村や農協等の生産者団体、地域の自衛防疫推進団体等と連携し、飼養者への飼養衛生管理指導を強化するとともに、必要な支援を講ずる。

## III 通常の家畜飼養農場以外の場所への対応に関する方針

飼養衛生管理基準が定められた家畜を愛玩用として室内で飼育する等、通常の飼養場所と異なる場合であっても、法に基づき指導することとする。この場合、当該家畜の飼養形態を考慮し、実践可能な対策を重点的に指導する。